

浜松市生産緑地地区指定事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生産緑地法(昭和49年法律第68号)(以下「法」という。)第3条の規定による生産緑地地区の指定について必要な事項を定めるものとする。

(事務の所管)

第2条 この要綱に規定する事務の所管課は別表1(ア)欄に掲げるものとし、その所管内容は同表(イ)欄に掲げるものとする。

(指定申出)

第3条 市街化区域の農地等の所有者(以下「所有者」という)は、当該土地が法第3条の規定に該当する場合は、市長に対し、当該土地を生産緑地地区として指定することを申出ることができる。

2 所有者は、前項の規定に基づき生産緑地地区の指定を申出する場合は、次の各号に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 生産緑地地区指定申出書(様式第1号)
- (2) 生産緑地地区指定同意書(様式第2号)
- (3) 位置図
- (4) 公図写し(縮尺1/600以上)
- (5) 土地登記事項証明書
- (6) 現況写真
- (7) 実測図(測量図面)

3 所有者は、300㎡未満の農地等を、生産緑地地区に指定されている農地等に接続して申出する場合は前項に掲げる書類に加え、承諾書(様式第3号)を提出しなければならない。ただし、申出る農地等の所有者と、生産緑地の所有者が同一の場合は必要としない。

(所有者への周知)

第4条 緑政課は、所有者へ定期的に生産緑地地区の制度について周知を図るものとする。

(申出の受付)

第5条 中区、西区、北区、浜北区及び天竜区まちづくり推進課(以下、「区まちづくり推進課」という。)並びに東区及び南区区振興課(以下、「区振興課」という。)は、所有者からの指定申出を受け付けるときには、申請書類の内容確認を行うものとする。

(申請書類の送付)

第6条 区まちづくり推進課及び区振興課は、受け付けた申請書類を取りまとめ翌月の15日までに緑政課へ送付するものとする。

2 区まちづくり推進課及び区振興課は、申請書類の送付が前項に定める期日を超える場合は、緑政課と協議するものとする。

(審査等)

第7条 緑政課は、受け付けた申出書類について次の各号に掲げる審査等を実施し、生産緑地法第3条の指定要件に該当しない場合は、その旨を所有者へ通知するものとする。

(1) 申請書類の内容審査

(2) 別表2(ア)欄に掲げる項目の(イ)欄に掲げる課への照会

2 前項第2号において、他に照会を要する課がある場合は、適宜、照会するものとする。

3 緑政課は、前項第2号の規定による関係課への照会を行う場合は、調査依頼書(様式第4号)により行うものとする。

(申出の取下げ及び変更)

第8条 所有者は、申出の内容を変更又は取り下げる場合、生産緑地地区指定申出変更等届出書(様式第5号)により行うものとする。ただし、次の各号に該当する場合の変更においては、書類の差替えで対応できるものとする。

(1) 農業等に従事している者の状況

(2) 申出る農地等の概要

(3) 農業施設等の概要

2 取下げ等の期限は、原則として申出た年度の最終開庁日までとする。

(都市計画の手続き)

第9条 緑政課は、毎年度最終開庁日までに区まちづくり推進課及び区振興課で受け付けた申出について、翌年度の12月最終開庁日までに都市計画決定の手続きを行うものとする。

2 緑政課は、都市計画決定の手続きを行う際に、住民説明会及び公聴会等、地元住民の意見を反映する場合には、区まちづくり推進課及び区振興課と協力して行うものとする。

(指定の通知)

第10条 緑政課は、都市計画決定の告示を行った際は、その旨及びその区域を所有者へ通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、生産緑地地区指定通知書(様式第6号)により行うものと

する。

（生産緑地地区制度事務担当者会議の開催）

第11条 緑政課は、必要に応じて、区まちづくり推進課及び区振興課の生産緑地地区制度事務担当者を召集し、担当者会議を開催するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月17日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

(ア) 所管課	(イ) 所管内容
都市整備部 緑政課	生産緑地地区の指定パンフレット、申請の手引きの作成 区まちづくり推進課及び区振興課で受け付けた申請書類の審査 関係各課への照会 都市計画決定手続
中区、西区、北区、 浜北区及び天竜区ま ちづくり推進課並び に東区及び南区区振 興課	区役所管内の指定申出受付 申請書類の内容の確認

別表 2 (第 5 条関係)

(ア) 照会内容	(イ) 関係課
課税地目	資産税課
農地法第 4 条及び第 5 条に基づく届出の有無	浜松市農業委員会事務局
公共事業への支障の有無	公共事業を所管する課
土地区画整理事業への支障の有無	都市整備部市街地整備課

生産緑地地区指定申出書

(あて先) 浜松市長

申出者 (農地所有者)	住 所
	ふりがな
	氏 名 印
	電 話 () -

(2名以上の所有者が合同で申出の場合は、代表となる所有者)

次の土地について、生産緑地法第3条の規定により、生産緑地地区(都市計画法第8条第1項第14号)に指定したいので申出ます。

記

1 農業等に従事している者の状況

	氏 名	住 所	生 年 月 日	年 齢	申出者との 続き柄(関係)	従 事 日 数
			明 大 年 月 日 昭 平	歳		日
			明 大 年 月 日 昭 平	歳		日
			明 大 年 月 日 昭 平	歳		日
			明 大 年 月 日 昭 平	歳		日
			明 大 年 月 日 昭 平	歳		日

注 1 申出者が農業等に従事している場合は、その者の従事状況についても記入してください。

2 欄は、中心となって従事している者(筆頭経営主等)に を記入してください。

3 従事日数は、申出る直近1年間における従事日数について書いてください。

様式第1 2号(第3条関係)

2 申出る農地等の概要

所在及び地番	所有者氏名	登記簿面積	実測面積		地目	農地等の状況	自・小作の別
			一部相違	m ²			
		m ²	一部相違	m ²			自作地 貸付地
		m ²	一部相違	m ²			自作地 貸付地
		m ²	一部相違	m ²			自作地 貸付地
		m ²	一部相違	m ²			自作地 貸付地
		m ²	一部相違	m ²			自作地 貸付地

注 実測面積欄は、一筆の土地の一部を申出る場合、又は登記簿面積が300 m²未満だが、実測面積で300 m²以上の場合のみ記入してください。

3 農業施設等の概要

施設の種類(数量)	面積	施設の種類(数量)	面積
()	m ²	()	m ²
()	m ²	()	m ²

注 申出する農地等に存する農業施設等(温室、農機具倉庫、及び駐車場等)は、全て記入してください。

生産緑地地区指定同意書

指定申出者 住 所 _____

(農地等所有者)

氏 名 _____

(2名以上の所有者が合同で申出の場合は、代表となる所有者)

次に掲げる土地における生産緑地地区に関する都市計画の案について、生産緑地法第3条第2項の規定による権利者として同意します。

所在及び地番	権利別	権利者住所	権利者氏名
			実印
			実印
			実印
			実印
			実印

- 注 1 権利別欄は、農地等所有権、及びその農地等に関して有する権利について、それぞれ該当するものを記入してください。
- 2 権利者が法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 権利者の印は、実印としてください。(実印のないものについては、申出ができません。)
- 4 なお、この同意書に、関係権利者全員の印鑑登録証明書(法人にあっては、これに類する印鑑証明書)を添付して、市に提出してください。

承諾書

(申出者) 様

住所
承諾者 氏名 印
電話番号
(生産緑地地区の農地等の所有者)

下記に掲げる生産緑地地区を、申出のあった土地と一団の農地等として、生産緑地地区指定の申出をすることに承諾します。

記

1 生産緑地地区の概要

所在地及び地番	農地等の所有者

2 担当課記入(記入しないでください)

都市計画決定年月日	平成 年 月 日 第 号
一団番号	

注 生産緑地地区の農地等所有者が複数の場合は、代表する者が承諾してください。

年 月 日

課長

課長

調査依頼書

生産緑地地区指定事務取扱要綱第7条第3項の規定により、別添の生産緑地地区指定申出一覧表に記載された土地について、下記の調査を依頼します。

記

1 調査依頼の内容

依頼の有無	内容	照会課
	課税地目が農地以外ではないこと。	資産税課
	農地法第4条又は第5条の届出が行われていないこと。	浜松市農業委員会事務局
	公共事業に支障が生じないこと。 (都市施設の事業認可、承認が行われていない等)	関係事業課
	土地区画整理事業に支障が生じないこと。	市街地整備課

2 添付書類

生産緑地地区指定申出一覧表

3 回答希望日

年 月 日

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

浜松市長

住所
届出者 氏名 印
電話番号

生産緑地地区指定申出変更等届出書

生産緑地地区指定事務取扱要綱第 7 条の規定に基づき、生産緑地地区の指定を申出た農地等の変更又は取下げをしたいので、下記のとおり届出ます。

記

受付番号及び受付日 (担当課が記入)	
届出の内容(で囲む)	一部取下げ 全部取下げ 申出内容の変更
申出た農地の地番	浜松市 区
	浜松市 区
	浜松市 区
	浜松市 区
届出理由	
備考	

様

浜 松 市 長

生産緑地地区指定通知書

年 月 日に指定の申出があった下記の土地については、浜松都市計画生産緑地地区に指定しましたので通知します。

記

- 1 名 称 : 浜松都市計画生産緑地地区 号
- 2 面 積 : m²
- 3 所在及び地番 :
- 4 告 示 日 : 年 月 日 浜松市告示第 号

注意事項

告示の日のより、生産緑地法(以下、「法」という。)が適用されます。

標識の設置について

法第6条により、生産緑地地区であることを表示する標識を浜松市が設置します。標識設置に関しては、事前に連絡させていただきますので御協力をお願いします。

指定後の管理について

法第7条により、生産緑地の使用収益をする権利者は、農地等としての適正な管理をしなければなりません。

生産緑地地区内の建築行為について

法第8条により、生産緑地地区内において建築行為等を行う場合は、市長の許可を受けなければなりません。

申請内容に変更が生じた場合の通知について

今回の申請内容について変更が生じた場合には、下記へ必ずご連絡ください。

【浜松市 都市整備部緑政課 電話053-457-2565】